

# 安全衛生推進者養成講習 案内書

高知労働局長登録第1号 登録有効期限：令和11年3月31日

一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

労働安全衛生法により、次の事業場にあつては、安全衛生推進者または衛生推進者を選任し、その者に労働安全衛生法に関する一定の業務を担当させることが義務づけられています。(労働安全衛生法第12条の2)

つきましては、下記日程により標記の講習会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

## [安全衛生推進者等を選任すべき事業場]

法第12条の2の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場 (安全衛生規則第12条の2)

## [安全衛生推進者を選任しなければならない業種]

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

## [衛生推進者を選任しなければならない業種] 上記、安全衛生推進者を選任しなければならない業種以外の業種

対象者：安全衛生推進者として選任されることが予定されている方(衛生推進者として選任されることが予定されている方も受講可)

カリキュラム概要：安全管理、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等、作業環境管理及び作業管理、健康の保持増進対策、安全衛生教育、安全衛生関係法令

1. 日 程 (第1回) 令和7年 5月27日(火)～28日(水) 9:00～15:30  
(第2回) 令和7年12月 3日(水)～4日(木) 9:00～15:30

2. 講習会場 高知県立地域職業訓練センター(高知市布師田3992-4)

3. 受講料 受講料 9,900円(本体9,000円+税) テキスト代 1,430円(本体1,300円+税) 合計 11,330円

\*インボイス制度への対応は「請求書」にて行います。受講申込書の事業場名は正式名称をご記入ください。

\*テキストは講習会当日にお渡しします。テキスト代につきましては、テキストの返訂に伴い変更となる場合があります。

4. 定 員 各回80名(定員に達し次第締切ります)

5. 申込方法 受講申込書に必要事項をご記入の上、FAX等でお申込みください。講習会開催決定後に受講票、請求書、振込用紙(高知銀行をご利用の場合振込手数料は無料)を送付いたします。受講料等は講習会開催日の1週間前までに振込みくださいますようお願いいたします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込みください。

(振込先) 高知銀行 東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

## 6. 受講取消、受講者変更等

受講取消は、講習会開催日の前々日(土・日・祝日を除く)16時までに当連合会へご連絡ください。受講料等をお振込みいただいている場合は、現金または銀行振込(振込みの場合は、振込手数料をご負担いただきます)にてご返金いたします。受講者の変更は、講習会開催日の前日(土・日・祝日を除く)16時までにご連絡ください。以後の取消、変更はできません。

また、指定日時以降の受講取消、講習会当日の欠席は、理由の如何にかかわらず受講料等の返金はできません。テキストをお渡ししている場合は返品できませんのでご了承ください。

なお、受講日の変更はできませんので、新たにお申込みをお願いいたします。

## 7. その他

講習会場は駐車台数に限りがありますので、同事業所の方はできるだけ相乗り等でご来場くださいますようお願いいたします。

<申込・お問い合わせ先> 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

〒780-0821 高知市桜井町2-6-31 コーポNOR1階

TEL:088-861-5566 FAX:088-861-5567